

保護者 各位

学校法人石川高等学校
校長 森 涼

令和7年度福島県私立高等学校等就学支援事業（県）について

私立高等学校における保護者負担の軽減を図るため家族全員の令和7年度所得証明書（令和6年分）記載の所得金額（合算額）が下の別表の基準額以下の場合に授業料本人負担分が免除になります。また、この県の制度は国による就学支援金の制度で補うことが出来なかった授業料分が対象となりますので、特待生に該当しすでに授業料が全額免除されている方は、この県の制度に提出の必要はありません。

この制度は令和7年4月から令和8年3月までが対象となります。該当された場合、すでに納めていただいた授業料に関しましては現金にて返金とさせていただきます。

また、1年生を対象に入学金の補助があり、生活保護受給世帯、世帯全員の住民税非課税世帯が対象となります。入学金が全額免除されている方は対象外となります。

該当する制度に必要な書類をそろえ提出してください。

(別表)

(単位：円)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
基準額	2,520,000	3,218,000	3,235,000	3,669,000	4,054,000	$4,575,000 + (N - 7) \times 521,000$

(注) 本表は、令和6年所得（所得税法の規定による総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額）に対して適用します。

なお、世帯人数とは、生徒本人を含めた生徒と生計を同一にする者の数とします。

(N＝世帯人数)

☆ 生計を同一にする者とは

同居している父、母、兄、姉、弟、妹、おじ、おば、祖父母 等

別居していて大学等に通学している兄、姉 等

☆ 基準額は所得証明書の総所得額の欄の世帯合計で判定します。

※ 交通遺児である生徒、家計が急変された方は事務室に申し出てください。

家計急変の書類は事務室にあります。家計急変は推定所得を所定の計算式で算出し、基準額以下であれば該当いたします。ただし、該当期間は再就職するまでの期間となります。

	授業料	入学金
対象者	世帯全員の所得合計が別表の基準額以下	1年生のみ 世帯全員の市町村民税・県民税の所得割が0円
補助金額	授業料全額免除 (すでにお支払いされている授業料は現金にて返金、7月からは授業料を差し引いての引き落としとなります)	25,000円 (現金にて返金します)
提出書類	① 申請書(該当する項目に☑してください) ② 世帯等状況調書 ③ 申請年度の世帯全員の市町村発行の所得課税証明書(所得が記載されている証明書)※就学者、未就学児は不要 ④ 世帯全員の住民票 <生活保護受給世帯> ① 申請書(該当する項目に☑してください) ② 生活保護受給証明書等 ③ 住民票	① 申請書(該当する項目に☑してください) ② 世帯等状況調書 ③ 申請年度の世帯全員の市町村発行の所得課税証明書(市町村民税・県民税の所得割が記載されている証明書)※就学者、未就学児は不要 ④ 世帯全員の住民票 <生活保護受給世帯> ① 申請書(該当する項目に☑してください) ② 生活保護受給証明書等 ③ 住民票
・①申請書②世帯等状況調書の書類は、本校HP下の「在校生・保護者の方へ」からダウンロードできます。事務室にもあります。 ・証明書類は、書類審査のため0円でも必要です ・同居していれば(住民票が同一の場合も含む)特別な理由がない限り生計は同一となります。別である場合は、生計が別であると判断できる資料(電気代等のそれぞれの世帯への請求書等)を提出してください。証明できない場合、生計は同一となります。 ・市町村によって当年度の所得課税証明書の発行開始日が異なりますので、役所にお問合せ後受け取りに行くことをおすすめします。 <②の世帯等状況調書> ※生活保護受給世帯は必要ありません ・生徒本人も記載してください ・同居別居の別の欄は、申請生徒を空欄にし、生徒基準でご記入ください。寮生の場合、自宅にお住まいのご家族も別居となります。 ・勤務先等の欄に、学生の方は学校名を忘れずに記載してください ・現在無職の方で、去年働いていて証明書に金額の記載がある場合は「無職(〇月まで㊦㊧㊨)」と記入してください ・本校に在学中の兄弟がいる場合それぞれに全ての書類が必要になります。証明書・住民票は写しで構いませんが、提出の際はA4コピーしたものをご準備ください。		

※必要事項を記載し、書類が揃いましたら6月19日までに事務室窓口に提出してください。郵送での提出も可能ですが、期日必着となります。提出期限を過ぎた場合は4月分から免除になりませんのでご注意ください。

ご不明な点は事務室までお問い合わせください。

(事務室 TEL 0247-26-5151)